

1 絶対高さ制限を定める高度地区の導入の経緯

方針本編 12 頁に掲載

- 近年の建築基準法の改正により、建築計画の自由度を高め土地の合理的な利用を可能とする制度（天空率）が創出されました。比較的小規模な敷地においても、建築物の高層化が容易になり、圧迫感や街並みなど居住環境への配慮を求める声が区に寄せられるようになりました。現在の斜線型高度地区は住居系の用途地域にしか指定できないため、良好な居住環境の維持・保全が難しくなっています。このため、周辺への配慮なく建設される中高層建築物を抑制し、良好な居住環境と落ち着いた街並みを形成することを目的に、高度地区に新たに絶対高さ制限を導入します。

『絶対高さ制限を定める高度地区の導入』

絶対高さ制限を定める高度地区を都市計画に定めることにより、周辺市街地への影響に配慮しつつ、良好な居住環境と落ち着いた街並みを形成します

『絶対高さ制限の緩和特例の運用』

地域のまちづくりに貢献する優良な建築計画に対しては、一定の高さまでの緩和を認めることで、市街地環境の向上に資する建築物の積極的な誘導を図ります

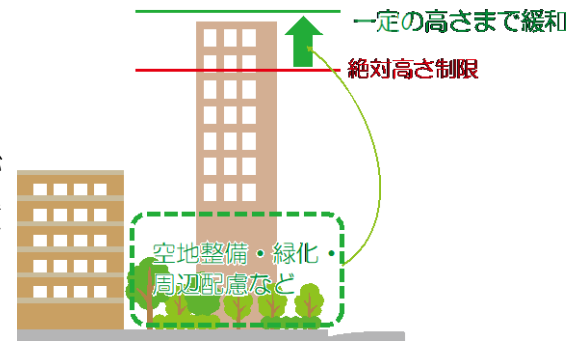
〈将来の港区に期待される効果〉

- 良好な居住環境の維持・保全及び創出が期待できます



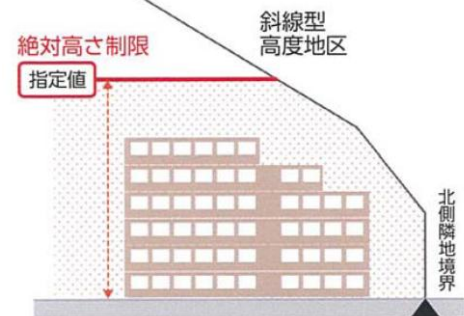
〈将来の港区に期待される効果〉

- 地域活力を活かしながら、周辺と調和した質の高い市街地環境の創出が期待できます

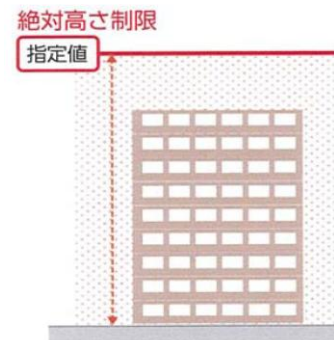


2 絶対高さ制限を定める高度地区の導入イメージ

- (1) すでに斜線型高度地区が定められている地域の場案、付加して絶対高さ制限を導入します。 方針本編 16 頁に掲載



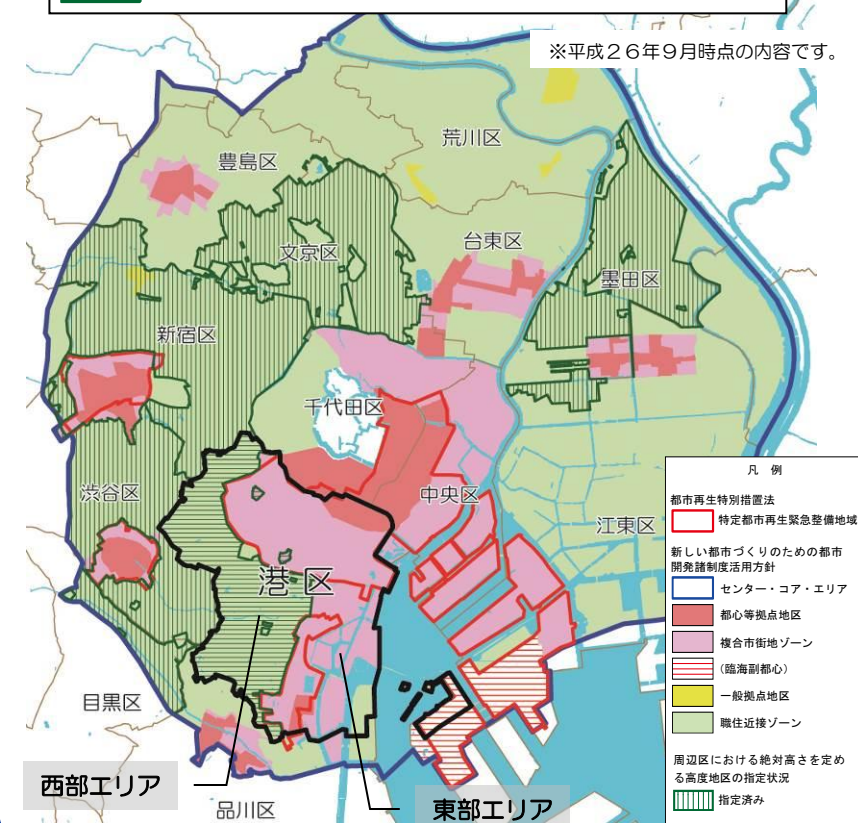
- (2) 現在、斜線型高度地区が定められていない地域の場合、絶対高さ制限のみを導入します。



3 絶対高さ制限を定める高度地区の導入区域

- 地域特性に応じたまちづくりの方向性を踏まえ、導入する区域を定めます。 方針本編 13 頁に掲載

絶対高さ制限を定める高度地区を導入する区域(港区)



4 絶対高さ制限を定める高度地区の指定値図

方針本編 14~15 頁に掲載

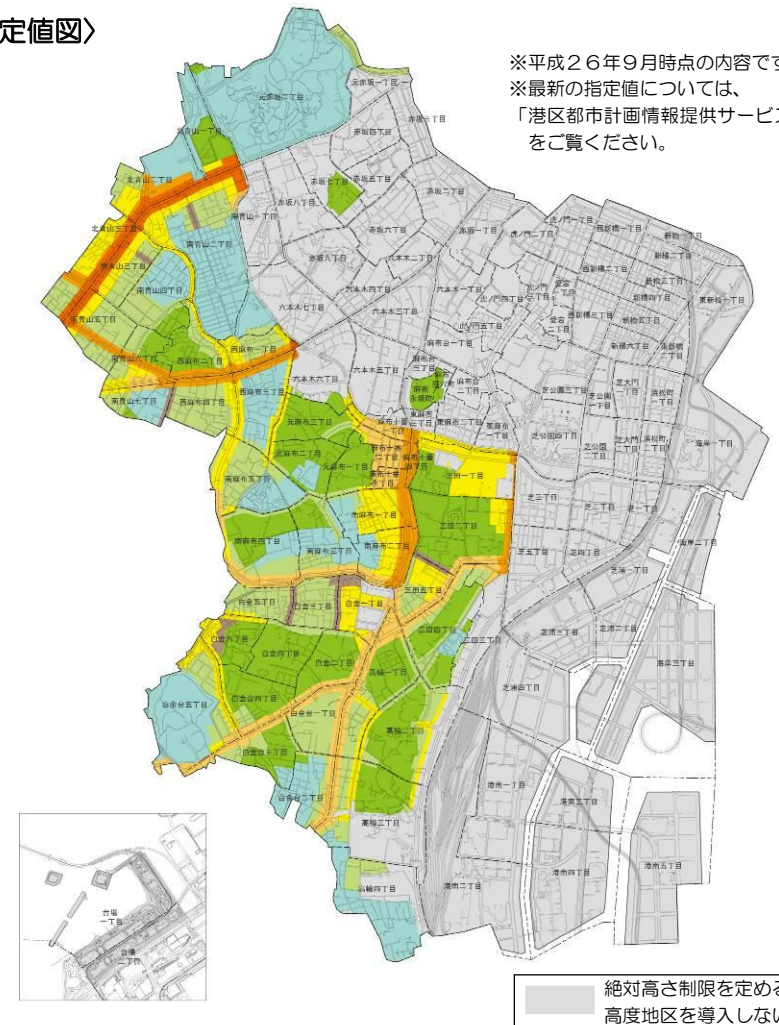
〈指定方針〉

- まちづくりマスタープランや地域特性を踏まえ、用途地域及び指定容積率の指定区分に応じて高さを定めます。
- 標準的な建築計画で指定容積率を十分に利用できる高さを定めます。
- 幹線道路沿道では、周辺市街地への影響に配慮しつつ、土地の有効利用を可能とする高さを定めます。

〈指定値〉

指定値	指定対象区域
17m	指定容積率 200%の区域に指定
22m	指定容積率 300%の第2種高度地区の区域に指定
24m	指定容積率 300%の第3種高度地区、斜線型高度地区無指定の区域に指定
31m	指定容積率 400%の区域に指定
35m	指定容積率 400%の幹線道路沿道、集団指定の区域に指定
40m	指定容積率 500%の区域に指定
50m	指定容積率 600%の区域に指定
60m	指定容積率 700%の区域に指定

〈指定値図〉



5 特例的な運用の概要

※【1】【2】の第1段階の緩和については、区長の認定が必要になります。【1】【2】の第2段階の緩和、【3】【4】【5】の特例については、港区建築審査会の意見を聴くこととし、区長の許可が必要となります。なお、下記の特例は、絶対高さ制限を定める高度地区の高さの指定値を緩和するものであり、指定容積率を緩和するものではありません。

【1】市街地環境の向上に資する建築物の特例（認定・許可）

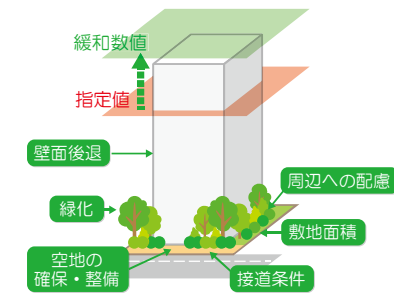
・敷地内に空地や緑地を確保した建築物や一定規模以上の面積を有する敷地などでは、建築物の高さに伴う影響の軽減や周辺の市街地環境の向上に資する建築計画となる可能性があります

そこで、建築物等の整備に関する基準を満たす建築計画については、敷地面積の規模に応じて高さの指定値を緩和します

■緩和数値の上限

- 【指定容積率 500%未満の区域】
第1段階の緩和：指定値の1.3倍まで
第2段階の緩和：指定値の1.5倍～2倍まで
- 【指定容積率 500%以上の区域】
第1段階の緩和：指定値の1.5倍まで
第2段階の緩和：指定値の2倍～2.5倍まで

市街地環境の向上に資する建築物の特例のイメージ



【2】老朽分譲マンションの建替え等に関する特例（認定・許可）

・区内には旧耐震基準によって建てられた建築物が数多くあり、防災上の大きな課題となっています。特に分譲マンションは、合意形成の難しさや建築法令の制限等から、建替えが困難な状況が見られるため、旧耐震基準によって建てられた老朽分譲マンションの建替え又は更新で、かつ建築物等の整備に関する基準を満たす計画については高さの指定値を緩和します

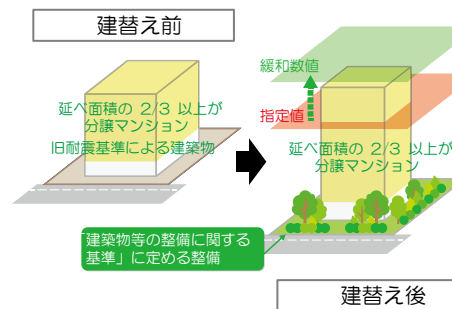
■緩和対象

- 旧耐震基準によって建築された分譲マンションの建替え又は更新であること
- 建替え前と後の分譲マンションの延べ面積の2/3以上が共同住宅であること

■緩和数値の上限

- 第1段階の緩和：指定値の1.5倍まで
- 第2段階の緩和：指定値の2倍まで

老朽分譲マンションの建て替えに関する特例のイメージ



【3】総合設計制度を活用する建築物（分譲マンションの建て替え）の特例（許可）

・近年、分譲マンションの建て替えに当たっては、総合設計制度を活用し、費用負担の軽減と市街地環境の向上を両立させながら建て替えを推進する事例が多く見られます
このような状況を踏まえ、総合設計制度を活用する分譲マンションの建て替えでかつ、市街地環境の向上に資すると認められる建築物については高さの指定値を緩和します

■緩和対象

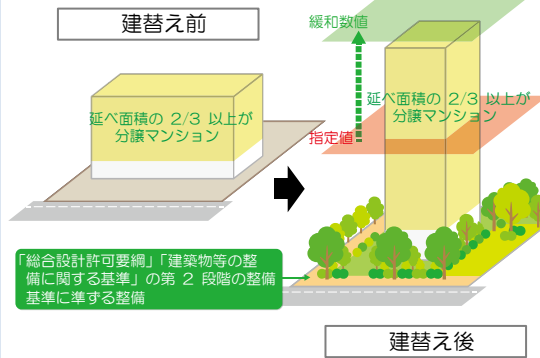
- 分譲マンションの建て替えであること
- 建て替え前と後の分譲マンションの延べ面積の2/3以上が共同住宅であること

■緩和数値の上限

- 「東京都総合設計許可に係る高さ等誘導指針」に定める高さを緩和数値の上限とします

■整備に関する基準 第2段階の緩和

総合設計制度を活用する建築物の特例イメージ



【4】マンション再生円滑化法に基づく緩和特例を活用する建築物の特例（許可）

・マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく緩和特例を活用する分譲マンションで、かつ市街地環境の向上に資すると認められる建築物について、高さの指定値を緩和します
緩和の特例を活用するには、「要除却等認定（※）」を受けたマンションであることが条件となります（※耐震性の不足、火災に対する安全性の不足、外壁等の剥落により周辺に危害を生ずるおそれ、給排水管の腐食等により著しく衛生上有害となるおそれ、バリアフリー基準への不適合の既存建築物で除却等が必要と区長が認めたもの）

■緩和対象

- 要除却等認定を受けたマンションで、一定の敷地面積を有するもの
- マンション再生法に基づく緩和特例を活用するもの

■緩和数値の上限

- 「東京都マンション再生法容積率等許可に係る建築物の高さ等誘導指針」又は「港区マンション再生法容積率等許可に係る建築物の高さ等誘導指針」に定める高さを緩和数値の上限とします

■整備に関する基準

- 第1段階の緩和（広場状空地の幅、歩道状空地の幅員の緩和あり）
- 高さの緩和数値が1.5倍を超える場合、⑩の周辺配慮が必要

【5】公益上やむを得ない建築物の特例（許可）

・公益上必要な建築物についても、指定値または特例的な運用に定める緩和の範囲内で建築することを原則とします。ただし、公益上やむを得ないと認められる建築物については、絶対高さ制限を定める高度地区の規定を適用しないものとします

■建築物等の整備に関する基準

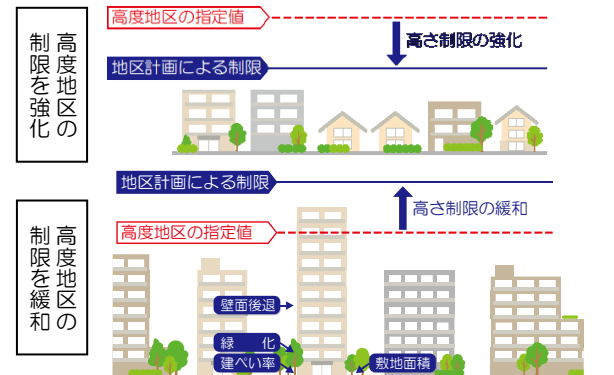
方針本編 17～30頁に掲載

	第1段階の緩和（認定）	第2段階の緩和（許可）
① 敷地面積	-	1,000㎡以上
② 接道条件	指定容積率 300%以下 ：幅員 4m以上の道路に敷地外周の1/8以上を接道 指定容積率 400%以上 ：幅員 6m以上の道路に敷地外周の1/8以上を接道	幅員 6m以上の道路に敷地外周の1/8以上を接道
③ 壁面後退	道路境界からの壁面後退 ：2m以上 隣地境界からの壁面後退 敷地面積 500㎡未満：1m以上 敷地面積 500～1,000㎡：1.5m以上 敷地面積 1,000㎡以上：2m以上	道路境界からの壁面後退 ：3m以上 隣地境界からの壁面後退 ：3m以上
	指定建ぺい率 60% ：空地率 45%以上 指定建ぺい率 80% ：空地率 35%以上	空地率 50%以上
④ 空地面積	指定建ぺい率 60% ：空地率 45%以上 指定建ぺい率 80% ：空地率 35%以上	空地率 50%以上
⑤ 緑化面積	「港区みどりを守る条例」の「緑化率 a」に1%を加算した数値以上	「港区みどりを守る条例」の「緑化率 a」に3%を加算した数値以上
⑥ 接道部の緑化	⑥⑨の項目を1つ以上実施 幅員 2m以上の接道部の緑地 高木又は中木を4割以上	⑥⑨の項目を2つ以上実施 幅員 3m以上の接道部の緑地 高木又は中木を5割以上 緑化延長の規定あり
	幅員 2m以上の歩道状空地	幅員 3m以上の歩道状空地
⑦ 歩道状空地の整備	幅員 2m以上の歩道状空地	幅員 3m以上の歩道状空地
⑧ 貫通通路の整備	幅員 2m以上の屋外貫通通路	幅員 3m以上の屋外貫通通路
⑨ 広場状空地の整備	100㎡以上の広場状空地	150㎡以上の広場状空地
⑩ 空地整備の質、計画建築物による周辺配慮	-	市街地環境の向上に寄与しているかどうかを総合的に評価 ・周辺状況による適切な空地整備等（位置・種類・設計内容・住民意見及び配慮等）

●地区計画で建築物の高さを定める場合

地区計画で建築物の高さを定める場合のイメージ

・まちづくりに関する上位計画と整合した地区計画により、絶対高さ制限を定める高度地区の指定値を強化することも、緩和することもできます。



・地域の発意と合意に基づき都市計画決定された地区計画に、建築物の高さの最高限度が定められている場合は、地区計画で決めた高さを、絶対高さ制限を定める高度地区の指定値に優先します。

●ルール導入により指定値を超える建築物への対応について

・ルール導入により高さの指定値を超える建築物について、直ちに指定値に適合させる改築等を行う必要はありません。また、現在の高さの範囲内で行う修繕及び模様替え、指定値の範囲内で行う増築については行うことができます。次の建て替えを行う際に、指定値の範囲内で建築していただくか、特例を使える条件がそろえば、高さの緩和を受けて建築していただくこととなります。特例を適用すれば、ほとんどの建築物が同じ規模で建て替えができると見込んでいるため、ルール導入により指定値を超える建築物に対する特例は設けていません。